

消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は近鉄賢島カンツリークラブをご利用いただき誠に
ありがとうございます。

さて、お客様におかれましてはご高承のとおり、
このたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より
消費税が 8%から10%に引き上げられることとなりました。
これにより、実施日以降の当クラブのご利用料金等について
は新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

〔なお、一部商品（酒類を除くお土産等の飲食物）については
軽減税率適用により、消費税は据え置き（8%）となります。〕

令和元年9月1日

株式会社近鉄ゴルフアンドリゾート
近鉄賢島カンツリークラブ
株式会社ダイナックパートナーズ